

政府規制等と競争政策に関する研究会
(通信・放送の融合の進展下における放送分野の競争政策の在り方)

平成 21 年 10 月 9 日

【藤本調整課長】 本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。定刻になりましたので「政府規制等と競争政策に関する研究会」を始めさせていただきます。初めに、10月1日をもちまして、中川会員が本研究会から退会されておりますので、御報告を申し上げます。また、山内会員でございますが、御都合により少し到着が遅れるという御連絡が入っております。また、吉野会員におかれましては、所用のため御欠席されるという御連絡をいただいております。

さて、今回の議題につきまして、オブザーバーといったしまして、2名の先生に御出席をいただいておりますので御紹介させていただきます。

まず、慶應義塾大学メディアコミュニケーション研究所教授の菅谷実先生でございます。

続きまして、大阪大学大学院高等司法研究科准教授の武田邦宜先生でございます。

次に、配付資料を確認させていただきます。

資料1といたしまして、「『通信・放送の融合の進展下における放送分野の競争政策の在り方』の検討趣旨」という1枚紙がございます。

資料2といたしまして、「放送分野の動向及び規制・制度」という資料がございます。

資料3といたしまして、「通信・放送の融合の進展下における放送分野の競争政策上の論点」という資料で論点をまとめた紙がございます。また、会員の皆様には参考資料といたしまして、通信・放送の総合的な法体系の在り方の答申概要を配付させていただいております。

それでは、これから議事につきましては、井手座長代理にお願いを申し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【井手座長代理】 本日の議題は、お手元の資料1にあります「通信・放送の融合の進展下における放送分野の競争政策の在り方」ということで、新たなテーマをこの研究会で検討していただくわけですけれども、最初に事務局から配付資料に基づいて御説明をお願いいたします。では、よろしくお願ひします。

【藤本調整課長】 それでは、資料1から御説明をさせていただきます。

今回の検討の趣旨でございますが、通信と放送につきましては、異なったサービスということでございまして、伝送路の種類ごとにこれまで異なる規制がなされてきました。ところが、最近は、IP化、あるいはブロードバンドの大容量化ということで、通信・放送が融合したサービスが登場しております。また、放送につきましては、デジタル化が進んでいるという状況がございます。

それから、総務省におきましては、情報通信審議会で通信と放送の融合について議論が

なされております。放送分野につきましては、競争促進というのは競争政策上の重要な課題でございますので、この研究会におきましても、過去でも議論がなされているという状況でございます。

こういった状況を踏まえまして、総務省における制度設計の検討と並行いたしまして、本研究会におきましても、競争政策上の課題を把握しておくということは重要と思われますので、今回、競争政策上の観点から論点や留意点を検討していただくということにしております。

それでは、資料2に基づきまして、放送分野の動向と規制・制度の概要につきまして御説明を申し上げたいと思います。

まず、放送分野の現状でございますが、地上テレビジョン放送につきましては、番組編成の業務と放送設備の運用業務は同一の者が行うということになっており、県単位で免許が付与されております。それから、複数の地上テレビジョン放送事業者の所有・支配は、原則として禁止されているということでございます。また、キー局と地方局の間で、1ページの下の表にありますようなネットワーク協定が締結されているという状況でございます。

3ページのビジネスモデルですが、民放につきましては広告枠の販売で収益を得て無料放送が行われております。他方、NHKにつきましては、受信料が徴収されているということでございます。

最近の動きですが、地上波デジタル放送が開始されるということがございます。地上波デジタル放送は、映像の高画質化あるいはデータ放送などが可能になるということのほかに、高画質放送の周波数帯の帯域の幅で標準画質放送をすることによりまして、複数のチャンネル分を放送することもできるようになっております。

それから、平成19年の放送法の改正により、認定放送持株会社という制度ができまして、持株会社を設立することが可能になっております。

4ページは、衛星放送についてでございます。衛星放送は、放送衛星を使うBS放送と、通信衛星を使うCS放送がございますが、これらは、国際的な周波数の割当手順が異なるものの、視聴者の観点から見ると、大きな差異はございません。

衛星放送では、番組編集業務と放送施設の運用業務は別の者が行うということになっておりまして、番組編集業務につきましては、委託放送事業者あるいは電気通信役務利用放送事業者が行うという状況でございます。

ビジネスモデルですが、BS放送につきましては、有料放送と無料放送がございます。また、CS放送は、基本的には有料放送となっておりまして、多チャンネルの放送が行われております。

衛星放送では、個別の専門チャンネル事業者あるいはプラットホーム事業者という事業者がおります。このプラットホーム事業者は、各専門チャンネル事業者から業務委託を受けまして、広告宣伝、契約締結代行あるいは利用料金などの業務を行っております。

NHKにつきましては、受信者からの受信料を収入としているということでございます。加入世帯数は、B S放送が約1600万世帯、C S放送が400万世帯程度ということになります。

6ページにまいりまして、最近の動きとしましては、平成19年の放送法の改正により、C S放送のプラットホーム事業者につきましては、有料放送管理事業を行う者として規制を受けるということになっております。

平成23年のアナログ放送終了後でございますが、図表7にありますように、新しく7つの周波数帯の使用が決まっておりまして、4つの周波数帯につきまして、8事業者の参入が決まっております。

I P T Vでございますが、I P T Vといいますのは、光ファイバーによる高速データ通信サービスなどを利用しまして、ネットワーク上で多人数に一斉送信するという方式を用いて映像を配信するサービスということでございます。ビジネスモデルとしては、主として有料の多チャンネル放送を提供するというものがあり、加入世帯数は、約50万世帯弱となっております。

I P T Vに関する最近の動きですが、平成18年の著作権法の改正によりまして、著作権についての問題が一部解消されておりますので、地上テレビジョン放送の再送信を行う事業者も現れているという状況がございます。

続きまして、有線テレビジョン放送（C A T V）でございます。C A T Vは、共同のアンテナで受信した映像を同軸ケーブルあるいは光ファイバーによって各視聴者宅のテレビに配信するというサービスでございます。C A T Vは、もともとは難視聴地域の解消という目的で始められたという経緯もございまして、小さい事業者が多数存在しているというのが特徴でございます。

ただ、平成5年以降、広域事業展開を行うための規制緩和が進んでおりまして、最近ですと、M S Oと言われている統合運営会社の設立が可能になっておりまして、グループ化が進み、設備や番組の一括調達など経営の効率化が進められております。ビジネスモデルとしましては、地上テレビジョン放送の再送信のみを有料で提供するという形もございますけれども、それ以外にも、B S放送の再送信、あるいは専門チャンネルを組み合わせた有料の多チャンネル放送を提供する形態というのもございます。C A T Vの加入世帯数は、約2300万世帯ということでございます。

C A T Vに関する最近の動きですが、デジタル化が進んでいること、事業の共同化が進められているということがございます。デジタル化に合わせて広域化あるいは多チャンネル化が進められており、高速で大容量の通信が可能な伝送路へ転換が行われております。

以上が放送のサービスでございます。続きまして、放送と類似の通信サービスということで、2つ書いてございます。

1つはインターネット放送でございまして、これは通信回線網であるインターネット上で配信するサービスということでございます。最近ですと、定まった時間にサービスに接

続して視聴するといった方式のものも出てきております。

もう1つが、ビデオオンデマンド（VOD）サービスというものでございまして、これは、視聴者が視聴したい番組を選択しまして、好きなときに視聴することができるというサービスでございます。インターネットで配信されるもの、あるいはCATVで配信されるものといったものがございます。

続きまして、その他放送に関連する分野ということで、1つ目は固定ブロードバンドサービスについてでございます。これは、先ほども申し上げましたIPTVの設備的な基礎になる部分でございますけれども、最近ですと、インターネットの接続のみならず、IP電話と映像配信サービスを併せて提供するトリプルプレイと言われるものが主流になってきているというところでございます。利用者数は、約2829万世帯という数になっており、このうちFTTHにつきましては、約1500万世帯に達しているという状況でございます。

13ページに飛びまして、光ファイバーの敷設状況でございますが、現在、超高速ブロードバンドの世帯カバー率は、ほぼ90パーセントに達しているという状況にございます。

2つ目は、広告についてでございます。広告業界における取引は、広告会社、媒体社、広告を行いたい事業者という三者を中心に行われており、広告会社は、放送局などの媒体の枠を、広告を行いたい事業者いわゆるスポンサーに販売するという状態になっております。総広告費としては、いろいろな媒体をあわせて、約7兆円規模の市場があるということでございます。ビジネスモデルにつきましては、14ページの図表16にあるような状況になっております。

続きまして、放送分野の競争の概況でございますが、先ほど申しました各放送のサービスをまとめたものが15ページにある図表17でございます。

16ページ以下で、放送分野の市場あるいは経営状況について説明しております。まず、放送市場の規模でございますが、図表18のグラフにございますように、地上テレビジョン放送が大きな地位を占めております。また、各メディア間の相対的な地位に変動はございませんが、CATVあるいはCS放送につきましては、若干の増加をしているという状況です。

関連の市場と比較しますと、広告市場の規模に伸びが見られる一方で、映像コンテンツの流通市場あるいは放送市場は、伸びが低調になっている状況にございます。

広告市場の内訳を見ますと、地上テレビジョン放送が大きなシェアを占めております。他方、最近はインターネットの広告市場というのが顕著な伸びを維持しているという状況にございます。

18ページの経営の動向でございますが、営業収益、営業損益を見ますと、地上テレビジョン放送は大幅な減益となっております。他方、BS放送、CS放送は、やや増益になっているという状況にございます。

それから、放送分野における近年の動向でございますが、メディアを問わずに、多くの放送事業者がコンテンツ分野への資本参加を進めているということがございます。また、

異業種間の企業買収も行われている状況にございます。

それから、有料多チャンネル放送分野でございますが、CS放送のプラットホーム事業につきましては、事業者の経営統合が進んでおりまして、19ページの図表23にありますように、現在は、スカパーJSAT株式会社が設立されております。同社が通信衛星の運用とプラットホーム事業を行っているという状況にございます。

19ページの下の方ですが、RF方式、これは従来のCATVと同じ方式でございますけれども、この方式を用いて映像配信サービスを行う会社もしております。

続きまして、競合関係の整理ということで、20ページを御覧ください。

映像コンテンツの視聴に充てる時間というのは、おのずから限られておりますので、各メディアにつきましては、一定程度の競合関係にあるということが言えようかと思います。

まず、地上アナログ放送でございますが、平成23年に停波されるということで、現在は地上デジタル放送に対応したテレビへの買い替えが進んでいるということでございます。最近は、BSデジタル放送、110度CSデジタル放送、地上波デジタル放送、この3つに対応した3波共用チューナーを搭載した機種が主流となってきております。一般的には今後、110度CSデジタル放送が普及していくことが予想されるといわれております。

無料放送につきましては、地上テレビジョン放送とBS放送の2つがございますけれども、それぞれ市場規模に大きな開きがあります。

20ページの一番下の方ですが、多チャンネル放送サービスですけれども、CS放送あるいはCATV、IPTVのいずれかの選択をするに当たりまして、それぞれのチャンネル構成だけではなくて、受信に必要となる設備についても考慮する必要があるということがございます。

具体的には、BS放送あるいはCS110度放送につきましては、パラボラアンテナを設置する必要がございますし、CATVあるいはIPTVにつきましては、配線などの工事を行うということが必要なってまいります。

以上、放送分野の動向でございます。

続きまして、放送に係る規制・制度に移ります。放送分野の規制につきましては、21ページの図表24に出しておりますように、様々な規制が存在しておりますけれども、規制内容に違いが存在するということでございます。それぞれの規制の細かい内容につきましては、22ページの図表25にございます。

23ページですが、規制の大きな2つのカテゴリーとしましては、参入に係る規制と事業活動に係る規制がございます。まず、前者の参入に係る規制でございますけれども、これには地上テレビジョン放送あるいはCATVというものがございますが、これらは垂直統合という形になっておりまして、そのほかにつきましては、垂直分離の形になっております。

分離をするものの中には、受委託放送制度が採られているものと、それから電気通信役務利用放送制度が採られているものがございます。

C A T Vにつきましても、チャンネルリース制度などを用いまして、実質的には垂直分離が可能な状況になっております。

24 ページですが、多チャンネル放送、特にC S 110 度放送につきましては、総務省の認定を受ける委託放送事業者というものがございます。こちらは委託放送事業の制度ということになっておりますので、I P T VあるいはC A T Vより規制が厳しくなっているということになっております。

25 ページの放送普及基本計画ですが、この計画は、放送することができる機会をできるだけ多くの者に確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするために作られたものということでございます。

具体的には、放送を最大限普及させるための指針、あるいは図表 28 にございますように、放送の区分ごとの対象地域、あるいは対象地域ごとの放送系の数の目標というものが定められております。

続きまして、26 ページにまいりますが、マスメディア集中排除原則というのがございます。これも多くの方が表現の自由を享受することができるようになりますということ、その目的のために、複数の放送事業者に対する出資比率を制限しているというものでございます。

この原則につきましては、平成 16 年の放送局に係る表現の自由享有基準の改正により、ローカル局は放送対象地域が隣接している場合などにおきまして、7 放送対象地域まで合併、完全子会社化が可能になっております。また、平成 19 年の放送法の改正によりまして、認定放送持株会社、27 ページの図表 30 に概要の図がございますが、こういった持株会社を設立することが可能になっております。

27 ページの方でございますが、外資規制がございます。電波の有限希少性という観点から外資規制が設けられているということでございまして、図表 31 の左側の 3 つが放送事業者の関係ですけれども、地上テレビジョン放送とB S 放送及びC S 放送の委託放送事業者につきましては、外資規制がかかっておりますが、電気通信役務利用放送事業者あるいはC A T V事業者につきましては、外資規制がないという状況でございます。

28 ページにまいりまして、事業活動に係る規制・制度ですけれども、28 ページで具体的に書いてございますけれども、C S 放送、I P T V、それからC A T Vの間では、多チャンネル放送としては競合サービスにありますが、その伝送路によりまして規制の対象や内容が異なっているということがございます。

電波利用料制度でございますが、電波利用料は電波行政事務の経費に充てるということで無線局の免許人に負担を求めているものでございますけれども、平成 18 年の規制改革・民間開放推進 3 カ年計画におきまして、使用帯域幅及び出力に見合った額に改めて見直すといったような指摘を受けたことから、平成 20 年に制度が見直されているということがございます。

また、地上テレビジョン放送につきましては、その利用額が段階的に引き上げられるということになっております。

最後になりますが、著作権の取扱いでございます。29ページでございますけれども、著作権法では、著作物等を利用する者が権利者から受けるべき権利の許諾の内容を決めていくということでございますけれども、IPTVにつきましては、著作権法の体系の中では、放送あるいは有線放送というものに該当しませんので、自動公衆送信というカテゴリーの中に入っております。

このカテゴリーに該当するものにつきましては、許諾の範囲が放送ないし有線放送と異なり、29ページの図表33、あるいは30ページの図表34において網かけされている部分は許諾を受ける範囲が広範になっているということでございますので、そういう意味では、その部分は違う制度になっているということでございます。

それでは、資料3にまいりまして、競争政策上の論点について簡単に触れたいと思います。

まず、融合の進展に対応した制度の関係でございます。

1点目としましては、設備運用業務と番組編集業務の分離の関係でございますけれども、今後、すべての放送事業において、それぞれの業務を分離した形で行うことが可能となる制度についてどのように考えるのかということがございます。

第2点ですが、設備事業者が番組編集事業者に対して差別的取扱いや取引拒絶といった行為を行うおそれを懸念する意見がございます。

この懸念を解消する方法としましては、設備事業者に対してアクセス義務を課したり、あるいは番組編成事業の兼業を認めないといったレイヤー間の規制、あるいはレイヤー内で伝送路の所有を禁止するといった事前規制の導入が考えられますけれども、こういったことを導入することについてどのように考えるのかということが第2点でございます。

第3点は、電波利用料の関係でございますが、周波数の割当てが既得権益化しないようないい観点から、電波利用の負担の在り方についてどのように考えるのかという点でございます。

参入事業展開に係る規制・制度の関係でございますが、この関係では、やはり3点ございます。

第1点は、放送対象地域による制約ということでございます。ローカル局の合併等の特例によりまして、一定程度合併等は認められているわけですけれども、場合によっては合併等が認められない地域もあるということでございまして、こういった地域による事業展開に係る規制の在り方について、競争政策の観点からどのように考えるのかということが1点目でございます。

第2点は外資規制ですけれども、先ほども申しましたように、地上テレビジョン放送、BS放送、CS124/128度放送、CS110度放送に関しては外資規制が残っております。これについては、ほかのところと比べてどのように考えるのかということがございます。

第3点は広告市場との関係でございます。地上テレビジョン放送のデジタル化に伴いまして、多様な放送が可能になり、チャンネル数も増やすことができるという状況でござい

ますけれども、一方では、テレビ広告市場の規模がかなり縮小しております。このことによって番組制作費の確保も困難な状況にあるということでございますので、放送事業者が多様な放送を提供していくことを可能にするために、どういう点に留意する必要があるのかということがございます。

それから、事業に関する規制・制度の関係ですけれども、この関係では2点ございます。第1点は、多チャンネル放送における規制の在り方ということですが、CS放送とIPTV、CATVでは、プラットフォーム事業者がパッケージ化を行うに当たって、自らの判断ができる、あるいは自らの判断だけではできないといった違いがございますので、こういう規制の在り方についてどのように考えるのかということがございます。

第2点として、地上テレビジョン放送の再送信の関係でございますけれども、CATVにつきましては、総務大臣に対して裁定を申請できるという制度がございますけれども、IPTVなどにつきましては、こういったスキームが整備されておりませんので、この制度の違いについて、あるいは裁定制度の活用についてどのように考えるのかという点がございます。

最後になりますが、著作権の取扱いということで、IPTVは放送の一形態とされておりますけれども、先ほども申しましたように、著作権法では有線放送の中に含められていないということで位置付けが異なっております。したがいまして、こういった取扱いの違いについてどのように考えるのかという点がございます。

資料説明は、以上でございます。ありがとうございました。

【井手座長代理】 ありがとうございました。大変広範囲な放送分野の制度とか規制の在り方についてコンパクトにまとめていただき、今、御報告をいただきましたけれども、ただいまの報告について御意見とか、あるいは御質問がございましたら、どこからでも結構ですので、よろしくお願ひいたします。

質問が出る前に、もう一つ、放送と通信、総合的な法体系というものが、情報通信審議会から答申が出されたところですけれども、その中で放送というものの制度の在り方というものを公正取引委員会で考えましょうというときに、特に今、政権が変わって日本版FCCを作ろうという動きもあって、日本版FCCの中で放送みたいなを取り込んでやろうというのも、多分意図としてあるのだと思うのですけれども、公正取引委員会が今、この分野のどこに力点を置いてやろうということが、もう少し趣旨みたいなものが分かればありがたいのですが。

【藤本調整課長】 これまでの経緯や今回の検討趣旨は、資料1にもございますけれども、大きく分けて2つあると思います。1つの大きな流れとしましては、これまで放送分野についての競争政策について、この研究会でも検討していただきましたが、最近の状況はかなり変わってきておりますので、当時言われていたよりも、更に通信と放送の融合というものが進んでいるのかもしれません。そういう客観的な情勢の流れの中で、現在、もう一度見直したときにどういうふうになるのかということと、今まさに総務省でも恐らく同

じような問題意識を有しているのだと思いますけれども、情報通信審議会で議論されてきたということでございますので、そのタイミングに合わせまして、公正取引委員会としてもこの問題点について検討しておこうということでございます。

【井手座長代理】 ありがとうございます。それでは、どこからでも構いませんので、御意見をよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。武田先生、どうぞ。

【武田准教授】 ちょっとお伺いしたいのですが、論点1の（2）で、放送役務提供の規制ということで、垂直分離をしたときに取引拒絶のおそれがあるのではないかという話が書かれていると思います。恐らく通信と放送の融合という話は、垂直統合からレイヤーモデルにしたときに、レイヤー間で伝送路等々の市場支配力は上下のレイヤーにどう及ぶのかという問題であって、私の関心からは、ここは一番コアになる部分、競争政策の観点からコアになる部分ではないかと感じているのですけれども、資料では番組編集事業者に対する差別的取扱いや取引拒絶といった競争阻害的な行為を行うおそれがあると書いてあります。

私は、そこは少し疑問に思いました、まず、第1点に、魅力的な番組が提供されるというのであるならば、伝送路を持っている者が取引拒絶をするということが考えられないということ。

もう1つ、番組編集事業者に対する差別的取扱いだとか取引拒絶をするということよりも、魅力的なコンテンツを伝送路の事業者が囲い込んで他の伝送路の事業者を排除するという、キラーコンテンツと呼ぶのでしょうか、そういうところが問題になるような気がしました。

そうすると、ここで書かれていることとは違うといいますか、むしろコンテンツの囲い込みによる設備事業者の閉鎖ということが問題になるのではないかと考えたのですけれども、その点についてお伺いできればと思います。

【藤本調整課長】 魅力的な番組を持っていると、むしろ伝送路の事業者がそれを放送したいことがあるということは、見方によっては恐らくそういうこともあると思いますけれども、他方で、例えば設備事業者が自分で番組編集事業を営んでいる場合に、ほかの事業者のものを扱いたくないといったインセンティブもあり得ると思いますので、必ずしもそういう問題が全くないかというと、そうではないのではないかとは考えております。

【井手座長代理】 今の点は、よろしいですか。

【武田准教授】 結局、ここで問題になっていることは、番組編集事業者の排除ということではないのでしょうか。レイヤーで言いますと、コンテンツ市場での競争排除というのが問題になるということですか。

【藤本調整課長】 コンテンツを持ってきて、それを放送しようという事業者ですね。

【武田准教授】 やはり設備事業者ですから、プラットホーム事業者の排除ということは問題になるのではないかでしょうか。

【藤本調整課長】 ここで直接書いていることは、設備事業者と放送事業者ということで

すけれども、場合によってはプラットホーム事業者ということもあり得るのだろうと思います。そこが問題になるということもあり得るのだと思います。

【井手座長代理】 コンテンツの事業者と電気通信事業者とか、設備を持っている間のいろいろな紛争というのは考えられるわけでしょうか。そういう観点から紛争があるかどうか分かりませんけれども、その点について競争政策上、例えば、今、総務省にある紛争処理委員会で解決するとか、いろいろなやり方があるのですけれども、公正取引委員会としてそういう点をどう考えるかということをお願いします。

【藤本調整課長】 それは、先ほどの裁判制度の有無というところにも関係する話だと思います。

【菅谷教授】 多分、今の点に関して言えば、具体的な問題としては、やはりケーブルテレビの区域外再送信の問題が一番現実に起きている問題だと思うんです。

例えば、韓国の話になるのですけれども、韓国はKTという通信会社が、直接自分でIPTVサービスを提供しているのです。日本ではNTTが直接できないと思うのですが、地上波の番組再送信をやっているのです。その過程でKTのIPTV会社は地上波放送局に再送信料を払っているのですが、CATVは払っていないのです。KTは、自分たちが地上テレビジョン放送の再送信を引っ張ってきたいので払っているのですけれども、実際にサービスを開始して、何かこういう不公平な状況が続いているのかということの議論を提起しています。

日本でも、今は区域外再送信というのは無料ですけれども、この資料にも書かれているように、放送局というのは、今、広告収入は今後の伸びが期待できないという状況の中で、どこの放送局も放送外収入を拡大させようということを考えています、実際に収入の2割、3割くらいが放送外収入。放送外収入ということは、広告市場以外からの収入ということですね。ですから、その論点だけ大きいかと思うんですけれども、その中で、再送信料、要するに日本で多分一番キラーコンテンツを持っているのは放送局だと思うので、それを例えどこでも欲しいということになってくると、そういう問題も出てくるのかなと考えました。

【藤本調整課長】 コンテンツの関係につきましては、次回も事務局で資料を用意させていただこうと思っております。

【菅谷教授】 もう一つ、今の点にも関係しているのですけれども、この研究会というの、総務省の融合法制のレビューということではなくて、融合法制を踏まえて放送市場でこれから競争政策上どのような問題が起こるかについてレビューするという位置付けでよろしいわけですね。

【藤本調整課長】 例えば、論点の最初の1つ目のパートがございますけれども、垂直分離といった総務省での議論を意識して出しているところもあります。

【菅谷教授】 それ以外でも大丈夫ですね。

【藤本調整課長】 はい。

【菅谷教授】 そうしますと、やはりインフォマーシャル市場の問題というのは、これから結構重要な問題になってくるのではないかと思っていますが、この資料ではインフォマーシャルについて全く触れられていないので、その点については、どのような問題点が現状であるのか、ないのかとか、そういうことにも少し触れていただいた方が、私はいいのではないかと思って読んでいたのですけれども。

【藤本調整課長】 インフォマーシャルですか。

【菅谷教授】 インフォマーシャルというのは、いわゆるショッピング番組です。要するに今、制度上の谷間にあると思うのですけれども、番組でも広告でもなくて、商品を販売促進することを目的として作られた 15 分～30 分くらいの番組ですね。インフォマーシャルは、アメリカではプログラムレングスコマーシャル (program length commercial) ということで、コマーシャルの扱いになっているのですけれども、日本では、民放連で広告時間の自主規制を行っているので、それを広告に入れてしまうと、かなり番組編成がきつくなると思うので、多分違う扱いになるのかなとは思います。

でも、インフォマーシャルというのは、この 10 年間でかなり伸びているのです。具体的に言うと、専門チャンネルでジャパネットたかたとか QVC とかショッップチャンネルとかありますけれども、多分 1000 億円を超える市場になっていると思います。

これは、例えば総務省の研究会で、消費者団体の方から、B S 放送は番組を見ていると、ほとんどがインフォマーシャルばかりで、公共の電波を使っている放送局としてけしからぬみたいな話も時々出るのですけれども、私はそういう点での意見というよりは、インフォマーシャルはインフォマーシャルで健全に育てていかなければいけないという観点から、こういう市場をこれからどのように、より競争的な環境の中で育てていくのかという視点は、かなり重要で、まだ、いろいろなところで議論されていないのではないかと思っております。ですから、もし可能ならば、この研究会では是非議論していただければと思います。

【井手座長代理】 これからの成長分野でもあるということですけれども、それを放送分野における競争政策上の論点から、例えばどのような議論が具体的にできるのでしょうか。

【菅谷教授】 例えば、論点の 2 (3) のところでは、広告市場を通じた競争促進ということで、テレビ広告市場は年々市場規模が縮小しており、番組制作費の確保は困難な状況であるとの指摘がある。このような状況において、放送事業者が多様な放送を提供していくことを可能としていくために、どのような点を留意する必要があるかというところで、1 つは、番組の二次利用、三次利用をどうやって進めていくかという問題と、もう一つは、インフォマーシャル市場みたいなものをどういうふうに考えていくかということではないかと思ったのです。

【井手座長代理】 今菅谷先生が指摘した点は、論点として広告市場を通じた競争性促進というところで、今御指摘の点は、盛り込もうと思えば盛り込めますね。

【藤本調整課長】 菅谷先生がおっしゃるインフォマーシャルについてどのように考えて

いくのかということは、もう少し具体的に言うと、どういう話になるのでしょうか。

【菅谷教授】 具体的に言うと、インフォマーシャル市場を育てていくためには、例えば今、放送法上で番組種別というのがあるのですけれども、その中には、広告は一般の番組ときちんと分けないといけないというのは、放送法に書いてありますけれども、それ以外に総合編成のときに、どういう番組種別があるかということで、教育、教養とか報道とか娯楽とかというのがあるのですけれども、インフォマーシャルというカテゴリーがないのです。ですから、そうすると、インフォマーシャルを教養番組に含めたりという形でインフォマーシャルというサービスが育ちつつあるのですけれども、それが制度上全く陰の存在になってしまっているということで、更に消費者団体からは非難される状況にあるという状況だと思います。

【藤本調整課長】 インフォマーシャルというものをこれから育てていくためには、放送分野における規制の在り方について、どのように考えるのかという観点ですか。

【菅谷教授】 インフォマーシャルを育てていくかというか、ここにありますような放送事業者が多様な放送を提供していくことを可能にするために、どのような点に留意する必要があるかと。この論点の具体的な提言といいますか、具体論の中の1つとしてとらえられるのかなと思ったのです。

【藤本調整課長】 放送内容をどのようなものにするのかというときに、そういう選択肢が取りにくいのではないかという話ですか。

【菅谷教授】 といいますか、このような新しいジャンルができているので、そういうものをきちんと市場として認めて、例えばこちらの方で、そういう市場をどういうふうに画定していくかとか、そういうことを議論されてもいいかもしれません。多分、経済産業省で所轄している通信販売とはまた違うカテゴリーだと思います。

【下村会員】 菅谷先生の言われている番組というのは、私が外国で見た、野菜を切る機械をずっと延々と説明してスタジオで主婦の方々がいろんな反応をするといった、あの手の番組のことをおっしゃっているのですか。普通の地上テレビ放送でも、例えば旅番組、あとグルメ番組というのがありますね。あれは、先生のお話を聞くと、一応コマーシャルだと時間制限があるのが、あれだと1時間くらいの番組でもぶつ切りでオムニバス形式みたいな感じで出せますね。あれをもう少し規制を緩めて、例えば1時間を1つの旅館なりレストランなりが占めるというケースも出てきてしかるべきではないかと、そういうことをおっしゃっているのですか。

【菅谷教授】 もう少し言うと、例えば番組の中で、プロダクトプレースメントというか、要するに広告ではないけれども、いつの間にか広告的な商品を含ませて、広告ではないけれども、何か消費者の興味をひくような番組の作り方というのはあるかと思うのですけれども、そうではなくて、例えば、新聞の全面広告で、大学の先生と会社の社長さんが対談しているようなものがありますね。あれは、一応全面広告と書いてあるからよく分かるのですけれども、テレビの場合、それがそういう番組なのかインフォマーシャルなのか広告

なのかというのが判然としないものが随分出てきていて、それが非常に消費者の不信感を買っているというところもあると思います。そこら辺をきちん整理することも、市場を育てていく意味では必要ではないかという論点の立て方であり、番組の中に一部、結果的に視聴者の購買意欲を高めるようなやり方で商品を出すというのは、また別の論点ではないかと思います。

今先生がおっしゃっているのは、前半の部分は多分インフォマーシャルだと思うのですけれども、後半の部分は、ある情報番組で、これは一見すると旅番組ですけれども、途中からショッピング番組に変わっていくという非常によくできた番組があります。これをどういうふうにカテゴリーにするのかというのは、逆に放送局の自主的な判断だと思いますが、でも、一応、制度的な枠組みとしては、番組と広告とインフォマーシャルの3つくらいをきちんと消費者に分かるように示すというのは、消費者保護とか、あとは市場の拡大という両面から私は進めるべきではないかと、常日ごろ思っているので発言しました。

【井手座長代理】 では、松村先生。

【松村会員】 インフォマーシャルが重要だというのは、恐らく事務局の方も分かったと思うのですけれども、それが競争政策とどのような関係があるのかというところが分かりにくいということだと思います。

論点の2（3）は、確かに読みようによっては産業政策にも見えてしまうというか、テレビの広告が少なくなって縮小していく、これが問題だというふうに見えると、同じ列に見えると思うのですが、やはり、2（3）も本来は競争政策というか、本来なら多チャンネル化をして、ある種いろいろな競争ができるような状態が、何か制約だと妙な行動によってゆがめられて多チャンネル化が進まないのだとすれば問題ですねと、こういう問題意識のような気がして、テレビの広告収入が減っていて、テレビ市場が縮小してくるから、これを産業政策的に何か育成しましょう、保護しましょう、拡大しましょうと、こういう発想ではないような気がするのです。

そうすると、何か育成していきましょうという類のものだと、ここで議論するのがふさわしいかどうか。消費者保護だということからすると、ある種不公正なやり方で競争が起こっているとすると、それを是正するという観点ということなら非常に素直に乗りやすいと思いますし、非常に不自然な規制によってコマーシャルの市場が隣接市場との競争において著しく不利になっていて、競争環境がうまくなっていないというような問題意識だと乗りやすいと思うのですが、健全に育成しようというのだと、ちょっと乗りにくくいうことで、それで聞かれたのではないですか。

【菅谷教授】 今先生がおっしゃったようなアプローチでいいのではないかと思います。

【井手座長代理】 今松村先生が言われたように、事務局が説明した点というのは、例えば、大手の広告会社とかが、そういう広告によっていろいろな番組を作ろうとするときに制約があるから、だからそれをもう少し広告市場を通じて多様な番組が作れるようにしたらいいのではないか、そういう趣旨で書かれているので、多分菅谷先生が言われた点とい

うのは、全く意識されていない点なので、こここのところが少し書き方として不明確というか、論点がはっきりしないところがあるので、その辺を少し工夫していただければと思います。

【岸井会員】 私も松村先生とか井手先生の指摘に賛成ですけれども、菅谷先生がおっしゃられた点は、私も視点を変えてみると、非常に面白い問題提起だと思いまして、放送法上の規制というのは、調和原則がかかってくるのですかね。そうすると、調和原則がかかっていることが放送の番組の供給、制作とか多チャンネル化、それの障害になっていることがある。つまり、中間概念を設けていないものだから、どちらかに分類しなければいけないから、そうすると、消費者団体は変な番組をやっているじゃないかという話になって、事業者にとってみれば自由な事業展開ができないということですから、21ページの放送に係る規制・制度というのがありますけれども、結局、調和原則は、地上テレビジョン放送、B S放送、それからC S放送とかかっていますね。他方、受託放送にはかかっていませんし、電気通信役務利用放送にもかかっていません。ですから、この辺の規制が非常に不明瞭で、結局脱法行為なのか、あるいは合法行為なのか分かりませんけれども、やはりこの辺の規制が非常にあいまいというか、錯綜していて、それが今、先生がおっしゃったような問題を生んでいるということだと、例えば、論点の3（1）にある多チャンネル放送における規制の在り方、松村先生は、その点をおっしゃったのだと思いますが、論点の議論として生かせる非常に重要というか、1つの例として非常に面白い点かなと思いまして、そういう形で整理されたらいいのではないかと思いました。

【藤本調整課長】 もう一つは、先ほど言いました、今までの経緯を見て現在のポジションで考えることですけれども、今までの流れというのは、全体として放送と通信が融合していく流れの中でということを想定しております、そうすると、先ほどのショッピング番組というものが、そういう流れと何か関係するのかどうかというところが、若干不明確かなという感じがちょっとしております、全体の流れの中でどういう位置付けになるのかと。

【岸井会員】 でも、放送に対する規制の在り方、特にコンテンツ規制の問題で、その範囲とか内容をどうすべきかという形で論点として立てられるのではないですかね。

【菅谷教授】 この図表27、今、御指摘のあった24ページのところですと、地上テレビジョン放送、B S放送、C S 110度放送が一応、今の予定ですと、基本計画の対象内の放送ですね。それと、それ以外を分けるという形になっていると思うのですけれども、それで今、御指摘がありましたように、そこについては、総合編成とか、こういう規制を大幅に緩和するという考え方は、取り得るかと思うのです。

ただ、B S放送とC S 110度放送のショッピング番組とかがあるので、その辺をどういうふうにするのかという問題はあるかと思います。

それから、放送と通信の融合という関係でいうと、例えば、今は、CMでもURLを出しているところは多いですね。あとは、検索でこういう文字を入れたらもっと詳しく見ら

れますとか、あれは正に放送通信融合によってCMの表示の仕方が変わってきてているということだと思うので、そういう観点から考えると、CMというのもかなり、普通はCMを見てお店に行くのですけれども、CMを見て、そこから直接物を買いに行くみたいなこともできる、そういう技術が既にあるので、その更に特化したものがショッピング番組みたいなものと位置付けることはできます。

【井手座長代理】 そのところで競争政策の観点からどのように整理していくかというところが、うまく整理できれば、これは検討の課題にしていただいて。では、どうぞ。

【松村会員】 その1つ前の話に戻ってしまって申し訳ないのですが、武田先生がおっしゃったところで、ちょっと確認したいのですけれども、論点の1（2）のところをおっしゃっていたのですね。

それで、1（2）の内容をちょっと確認したいのですが、2行目のところに番組編集事業者とありますね。これは、いただいた資料2の23ページの図でいいますと、番組編集事業者というのは、個別チャンネル編集のレイヤーの事業者を指しているのか、その前のコンテンツ供給の事業者を指しているのか、私は前者の方だと思い込んでいましたが、確認させてください。

【藤本調整課長】 前者です。

【松村会員】 武田先生が、キラーコンテンツという話をされていたのは、むしろコンテンツ供給のこちらのレイヤーの話のように聞こえて、これを排除するというインセンティブはないのではないかと、逆にそれを囲い込んでしまうという問題があるのではないかというのではなく、問題提起として意味があるというか、そういう論点も加えるべきだ、1（2）のところが無意味だということではなく、別にその論点もあるはずだ、というのは、そのとおりだと思います。そういうことを考えていく必要があるのだと思うのです。

1（2）のところを、もう少し更に確認したいのですけれども、そうすると、垂直分離による規律を導入する場合とあるわけですから、現在は導入されていない、これから導入されるという意味ですね。されるとすればということで、地上テレビジョン放送では、伝送サービスと個別チャンネル編集は、今、垂直統合されていて、開放もされていないという状況にひょっとして変化があって、垂直分離の要素が入ってくるかもしれない。でも、完全に分離されてしまって、伝送サービスをするところが、個別チャンネルの編集を一切しないということになってしまえば、比較的分かりやすいと思うのですが、そうではなくて、恐らく想定している事態は、開放はするけれども、自分たちもやってもいいという類の垂直分離で、そのときにはかの事業者を入れないで垂直分離の要素は入れられたのだけれども、結局、自分たちだけで全部やってしまうということが起こらないか、そういうことを提起されたと理解してよいのでしょうか。

【藤本調整課長】 そのとおりです。そこを意識しまして、兼業というところを記述しているということです。

【松村会員】 それで、このような懸念があるというのは、正にそのとおりだと思うので

ですが、どの程度強く言って、どの程度強く考えるのかというのは、少し考えた方がいいと思うのですが、ここは、もし、垂直分離を導入し、開放が進まないと問題があるということをすごく大騒ぎした結果として、では、前提条件というか、垂直分離による規律を入れると面倒くさいから入れないようにしましようとなつたら逆効果というか、この前の段階で、もし本当に分離、開放というのが望ましいというのならば、そちらが先であって、その実効性というものをゆがめるようなことには、次の段階でちゃんと考えること。今の段階で、これをものすごく強く言う必要があるかどうかというのは、論点として議論することは意味があると思いますが、どの程度強く言うのかということは、何が優先問題かという格好で考える必要があるのではないかと思います。以上です。

【井手座長代理】 今の点に関して、何か御意見はございますか。

【岸井会員】 今の松村先生の質問の続きですけれども、具体的にどういう事態が、23ページの図表、この図を御覧になって、例えばどこがどういうふうにというのを説明していただくとイメージがわくと思うのですけれども。

【藤本調整課長】 伝送サービスを持っている事業者は、どこでもいいと思うのですけれども、そこに個別チャンネル編集を行っている放送事業者が、こういう番組を放送したいということで、当然伝送路を使って放送してもらう必要があるわけですけれども、そこに持ってきたときに、伝送サービスを持っている人の立場が強ければ、おたくの番組の放送はうちはやりません、ということを言う可能性がありますので、それが差別的取扱いとか、取引拒絶といった言葉で表している話です。

【菅谷教授】 例えば、今度の新しい制度で考えると、地上テレビジョン放送のところも、地上テレビジョン放送事業者、個別チャンネル編集をする地上テレビジョン放送事業者と、伝送サービスをする地上テレビジョン放送事業者が分離もするし、また、統合も認めるという形に、確かなっていましたね。ここで、兼業を認めないというのは、一緒にやってはいけないという考え方ですか。

【藤本調整課長】 そこをもし、一緒にやつてしまうと、ほかの放送事業者からの番組を放送しないということがあり得るのではないかと考えております。

【菅谷教授】 多分、それはB S放送とかを想定されているかと思うのですけれども、放送局でも分離してしまうわけですから、兼業が認められないということになると、ハード・ソフト完全分離という形になりますね。そうすると、また、いろいろ議論が、ハード・ソフトの完全分離と、こここのところはまだよく理解していないところですけれども、設備事業者ですから、単純にN T Tの問題とか電気通信事業者を考えたときに、何でもやってもいいよというふうになったときに、N T Tは番組編集みたいなところには出てはいけないと、兼業を規制するという、こういうことをイメージしたらよろしいのですか。

【藤本調整課長】 そうですね。

【菅谷先生】 ただ、こういう書き方だと、要するに地上波の免許を持っている事業者、放送局が個別チャンネル編成のソフト事業者でもあるのですが、今はハード・ソフト一致

ですけれども、ここを分離して兼業を認めないとも読まれてしまいますね。

【井手座長代理】 それも入っています。

【菅谷教授】 入っているのですか。

【井手座長代理】 ここの書き方だと、私は入っていると思ったのです。

【菅谷教授】 これは結構論議を呼びますね。

【藤本調整課長】 ただ、ここの書き方は、そうすべしと断言しているわけではなくて、可能性も含めてです。

【井手座長代理】 ですから、考えられるのは。

【藤本調整課長】 どうするかですね。

【井手座長代理】 これを完全に分離するというのは、問題だとかというのであれば、それはそれでこれからの議論。

【岸井会員】 一言付け加えさせていただきますと、私もイメージがわきにくいところがあって、いろいろ質問させていただいたのですけれども、この研究会は、先ほど井手先生が最初にお話しされましたが、通信・放送法制で総務省でもやるわけですけれども、やはり総務省もいろいろお立場もありますから、なかなかできないこととか、不十分なこととかもあるかもしれないし、あるいはいろいろ問題があるところもあるかもしれない。あるいは、これはもっとやって欲しいというようなこともあるかもしれないというので、いろいろそういう形で注文というのではないです。場合によっては批判もするかもしれない。そういうスタンスで私は考えているのです。

その点からして、例えば今、通信法制の見直しで菅谷先生などが中心になってやられていますけれども、例えば今言ったような問題は、新しい法律ではどういうふうに対応するのか。これは電気通信事業法的な発想でやることになるのですか。それとも、いわゆる伝送サービスというレイヤーを設けましたから、そのところで何か特別のルールを作るような形で、もし対応するとしたらするということになるのでしょうか。その辺の新しくできる法律のイメージが、まだ固まっていないのかもしれないのですけれども。

【菅谷教授】 確かに、地上テレビジョン放送に限っては、個別チャンネル編集をする部門と、伝送サービスをする部門を分離してもいいけれども、分離しなくてもいいという内容になっていますね。どちらかを優先するとか書いてありましたでしょうか。それともそれは、書いていなかったのですか。

【藤本調整課長】 参考資料5ページの3のところで、すべての放送において放送施設の設置と放送の業務の両方を一の事業者が行うか、複数事業者で分担して行うかについて、事業者が選択して申請できる制度を整備することが適当とされております。

その更に後ろで、地上テレビジョン放送について放送施設の整備等のインセンティブが損なわれることを防ぐ観点から、放送施設の設置者が放送の業務を行うことを希望する場合には、他社への放送施設の提供よりもその希望が優先されるよう関係に配慮した措置を講ずることが必要という留保的なことは書かれております。

【岸井会員】 そうすると、1（2）のような問題が出てきたときにどうするかというの
は、むしろ優先を認める考え方ですね。

【藤本調整課長】 地上テレビジョン放送については、そうです。

【菅谷教授】 多分、ここで優先を認めていると書かれているのは、経済市場における競
争という問題よりは、多分表現の自由とか、要するに自分たちは放送したいけれども、放
送できるネットワークを自分たちは持っていないと、それを阻止される可能性があるみた
いな、そういうスタンスで書かれているところだと思います。

【井手座長代理】 そのほか、ございますか。

【菅谷教授】 だから、多分このところは、B S 放送とか I P T V とかそういうところで多少
関係してくるのですかね。

【岸井会員】 論点があちこち飛んでしまうのですけれども、2（1）のところで、いわ
ゆる集中排除原則の話が出ておりますけれども、これについては、今回の通信放送法制、
この辺の基本原則は譲らないというか、そのまま行くというようなお考えかなと伺ってい
るのですけれども、先ほど放送局の経営の話をされていましたけれども、この辺の問題と
いうのは、今後どのように展開していくかですね。

特に、日本の集中排除原則の評価とか位置付けとか、国際的に見ても少しきついのでは
ないかという意見も一方であると思うし、あるいは逆に多元性ということから考えて、こ
れは重要だとか、あるいは諸外国でもやっているからとか、この辺についてはどうですか。

【菅谷教授】 例えば米国では、系列ネットワークが直営できる放送局の数を、たしか視
聴者のシェアか何かで計っていて、35パーセントとか、そのような形になっていると思う
のですけれども、日本は関東広域圏というのが、多分そこだけで35パーセントを超える
ぐらいだと思うのです。

関東と関西と中京を合わせると、5割を完全に超えてしまうと思うのです。そこで、12
というもののカウントをするときに、関東は最初から7と数えるとしたと思うのです。そ
うでないと、関東も1で近畿も1で中京も1と考えると、あっという間に7割、8割いっ
てしまうと思うので、それは避けようという考え方ではなかったかと思うのです。

【岸井会員】 今、視聴者のシェアを事実上基礎にしていると言いましたけれども、その
辺の考え方方が外からではっきり分からぬのです。実際にどういう基準でやっているのか
とか、それから、いわゆる多元化というのですけれども、とにかく細かければいいとい
うものでもないわけですから、そちらの問題がどうなのかということです。

特に事業展開の話が出ましたが、独禁法とか競争政策上の集中規制とは次元が違うと思
うのですけれども、間接的に連関している部分もありますから、その辺の説明とか考え方
みたいなものをもう少しはっきりさせていただきたい。

言わば、非常に場当たり的にと言ったらおかしいですけれども、ものすごく経営が厳し
くなつたから、それができる範囲に少し広げましょうというのは、一番場当たりですね。

ですから、将来、この原則を置いて、どういう考え方で、どういうふうに展開されてい

くのかということです。その辺のことも、実際にこれはいろいろ制約があるので、恐らく放送局から不満がいろいろ出てきているのだと思います。ですから、そういうことにどう応えるかということも含めて、そういう形で議論ができたらと思います。

【藤本調整課長】 先ほどの参考資料で申しますと、基本計画に関しましては、5ページの2番のところに書いてございまして、一定の放送を確保するための枠組みを設ける。それから、地上テレビジョン放送、特別衛星放送、B S放送とC S 110度放送ですけれども、これは当該基本計画の対象とすることが適當だということが書かれてございます。内容については、必要に応じて柔軟化をする。

それから、マスメディア集中排除原則の関係では、5番のところに具体的な要望等に基づき、必要に応じて見直しを行うことが適當という文言がございます。

【岸井会員】 非常に役的な書き方ですね。

【菅谷教授】 現状の多様性ということで考えると、日本は確かに放送と新聞が微妙に関係が深いというか、そういう形になっているのですけれども、ただ、NHKを含めて、全部で6系統あるのです。

「言論の多様性」の現状ということで考えると、日本は確かに放送と新聞との関係が深いというか、そういう形になっているのですけれども、現状では全国レベルの放送ネットワークは、NHKを含めて、全部で6系統あるのです。

「言論の多様性」の観点から、現状の6という数は、米国のメディア状況などと比較してもそんなに悪い数ではないと思っています。これをさらに増やすという議論はあるかもしれません、私は、基幹的な報道メディアの数だけから判断するならば、現状の6系統のメディア体制、すなわち6という数は、悪くない数字ではないかと思っています。

【下村会員】 今、地上波の放送局のことを言っておられますが、現在、認可を待っているような状態ではないかと思います。

要するに、菅谷先生が言われていることは、6という数字も淘汰は終っていると考えてよろしいのではないでしょうか。ですので、それについては、現状で私はいいのではないかと思います。

【井手座長代理】 そのほか、いかがでしょうか。川島先生、どうぞ。

【川島会員】 資料3の論点ペーパーの整理の仕方全体に関わる問題ですけれども、先ほど武田先生からも御指摘があった、1番のところというのが、どちらかというと、レイヤー間の関係を整理すると、1の(1), (2), (3)辺りですね。レイヤー間の垂直的な関係をどう整理するかという話であると。

ただ、武田先生がおっしゃったように、どの競争レベルというか、どの市場に着目してこの問題を取り上げようとしているのか、ちょっと明確でなくて、その辺は明確にした方がいいなという印象を持っています。

それに対して、3番と4番の論点「事業に係る規制・制度」「著作権の取扱い」。この2つは明らかに性格が異なっていて、総務省の情報通信審議会で行っている言い方でいくと、

技術の中立性という問題ではないかと。どちらかというと、横の関係を公平にしましようと、技術が異なっているからといって、基本的には同じ市場において競争しているので、なるべく規制は同じものにした方がいいと。そういう話で、大きく2つのものがこの中に含まれているなど。論点ごとに何か焦点が少しずつずれてきていて、それでも無理やり整理すると、2つ大きくあるのかなと思って読んでいました。

2番の外資規制というものは、もしかすると、技術の中立性の方の論点に整理可能なのではないかと思っております。

2番の（2）ですが、これは今、集中排除原則との関係で岸井先生がお話になったことですけれども、ほかの論点と微妙にズレっていて、どこに整理したらいいのかちょっと分からなくて、地上テレビジョン放送の問題に焦点を当てるこの論点の書き方になっているのですが、それでいくと、先ほどの技術の中立性の問題には整理できなくて、集中排除の表が、資料2の26ページにありますが、これでそれぞれ集中排除の適用状況が、その技術によって違うと、系統によって違うということに着目するのであれば、2番目の大きな論点の中に整理可能なのかなと思うのですけれども、その位置付けが私はよく分からなかつたということです。

以上の整理でいくと、先ほど議論がありました広告市場、2（3）のところはうまくどちらに分類したらいいか分からなくて残ってしまうということになって、現在の論点整理の仕方よりも、以上のような大きく2つの論点から整理をした方が読みやすいという印象を持っているのですが、いかがでしょうか。

【藤本調整課長】 整理の仕方ですけれども、先ほど趣旨のところで申し上げました2つの大きな流れを受けて行っているということですけれども、論点との関係で言えば、論点の最初のところというのは、最近のまさに情報通信審議会での議論を意識した部分ではあるのですけれども、論点2と論点3, 4も若干関係しますが、論点2と論点3というのは、従来からのこの研究会における議論も踏まえた流れを酌んでおりまして、資料2で言いますと、放送の規制という表がありましたけれども、あそこの大きな2つのブロック、参入事業展開に係る規制の関係と事業活動に係る規制の関係ということで、2番と3番というものを整理しているというのが事務局の考え方でございます。

【岸井会員】 今、川島先生が整理されて、その2点は私も同じというか、もちろん賛成ですけれども、もう1つ、これはいろいろ議論が分かれるかもしれませんけれども、従来、放送法というのは、ある意味で電波の希少性とかあるいは公共財みたいな議論が全面に出て、はっきりいって非常に分厚い規制がかけられてきた分野です。

それで、通信と融合して、通信の規制である電気通信事業法は放送法に比べてはるかに自由度が高いですから、その中で両方の関係をどのように整理していったらいいかということですね。

1つの考え方とは、以前の研究会で、そういうものが1つの論点になったのですけれども、言わば通信を放送化するのか、放送を通信化するのかというか、要するにどちらも相対的

な問題ですけれども、その辺が1つの議論になるのではないかと思います。

私は、まだ、いろいろと勉強させていただいて、それこそ菅谷先生とか、武田先生がいらっしゃるので、お話を伺いながらということなんですけれども、例えば21ページの規制・制度の一覧を見ると、特にCS放送からだんだん右側へ行くところで、もしかしたら過剰な規制がかけられているところがあるかも知れない。あるいは逆に不十分なところももちろんあるかもしれません。今菅谷先生がおっしゃったコンテンツの内容なんかについては、消費者保護の不十分なところもあるかもしれませんけれども、そういう視点も是非、今の川島先生が言っていた3つ目の柱、レイヤーの話と中立性の話と、それからやはり放送規制というのは、今まで非常に厳しい規制がかけられてきたので、それをこういう状況の中でどういうふうに柔軟化していくのか。もちろん、総務省の方にも書いてあると思いますけれども、その辺も柱として是非入れていただきたいと、考えていただきたいと、そのように思います。

【井手座長代理】 今の点は、いかがですか。

【藤本調整課長】 事務局の問題意識としては、CS放送なりIPTVなりCATVというのは、有料多チャンネル放送という点では、かなり競合するところだろうと考えておりますので、その辺り、CS110度放送のところは、先ほどの話もありましたけれども、むしろ地上テレビジョン放送、BS放送と同じような並びになっているというところがございまして、その辺りの規制の在り方というのをどう考えるべきかというのは、1つの論点と考えております。

【下村会員】 毎年、大学が新しく設置される際、申請して認可が下りますね。そういうシステムで、多分、CS放送、BS放送も認可されるのだと思うのですけれども、大体いくつが認められて、いくつが落ちているとか、そういうことは分かりますか。今まで何年かで落とされているというのはあるのですか。そういうデータはありますか。

【菅谷教授】 BS放送は落とされていますね。この前、新しく参入したときに、半分くらい落とされたのではないですかね。でも、CS放送はチャンネルがいっぱいあるから、そういうことはあまりないかもしれませんけれども、でも出たり入ったりが多いですね。

【井手座長代理】 そのほかに。山内先生、どうぞ。

【山内会員】 遅刻して来ましたので、全体を把握していないのですけれども、先ほども話題になった参考資料5ページの(3)のところについてです。これは菅谷先生に聞いた方がいいのかも分からぬけれども、先ほどまさに問題になった地上テレビジョン放送について、施設整備のインセンティブのために、優先してもいいという話があると思います。これは通常の、いろいろほかの産業でもそうですけれども、ネットワーク型でインフラ部分と上部構造、つまり運営部分という話と解釈されますが、通常はインフラ部分と運営部分を明確に分けてやれば、すなわち内外無差別というか外部者との差をなくしてやれば、同じ経営主体であっても、マーケットの条件は理論上同一になるので、それでいいじゃないかという議論をするのですけれども、放送の場合はそうではない。これには特殊な理由

があるのかどうかということを知りたいのですが。

【菅谷教授】 1つは、多分デジタル化で、要するにデジタル設備を自分たちで投資して作ってきたので、やはりそれを使ってビジネスを続けていきたいということと、やはり先ほどお話ししたような自分たちが放送できる電波を常に確保しておかないと、何かのときに困るみたいな心配があるとか、そのようなことではないかと思うのです。

厳密に言うと、放送局のマスター コントロールから編集された番組が出てきますね。出でていって、実際には、今、半分くらいの人がCATV経由で見ているので、そういうことを考えると、地上テレビジョン放送の電波の利用状況というのも、以前に比べれば、そんなに重要性がない、薄れているという議論もできないことはないと思うのですけれども、でもやはり持っていたいという安心・安全みたいなところからの心理的な要素が強いのかもしれないですね。

【藤本調整課長】 答申の本文を見ますと、従来の地上テレビジョン放送については、これまで放送施設の設置者自らが放送の業務を行うという前提の下で、多数の無線局を長期間かけて整備し、管理運用することにより、放送の確実な実施が確保されてきたものであると。したがってということで、先ほどのようなことになります。

【山内会員】 ありがとうございます。

【岸井会員】 すべての放送というのは、どこまでをカバーしているのですか。先ほどの21ページの表でいくと、CS放送とかも全部ですか。

【菅谷教授】 これは全部ですね。申請できる制度を整備することが適当。ですから、事業者がハード・ソフト分離かハード・ソフト一致かを選択できること、これはすべての放送がそうで、実質CS放送系はもう既に分担してやっているということですね。

【岸井会員】 先ほど山内先生が読んでいただいた優先というのもすべて。

【菅谷教授】 いや、優先するというのは。

【岸井会員】 これは、地上テレビジョン放送だけですか。

【菅谷教授】 地上テレビジョン放送についてですね。

【岸井会員】 分かりました。それ以外については、どうされるのですか。設備については、通信設備と同じような扱いをするということ。そうすると、電気通信事業法ですね。その世界でやるということですね。

【菅谷教授】 そうです。

【岸井会員】 分かりました。

【井手座長代理】 そのほか、いかがでしょうか。事務局からも出されていますけれども、今、論点で1, 2, 3, 4と書いていますけれども、それ以外の検討事項があれば、指摘していただきたいという点がありましたけれども、それ以外の事項も含めて御意見等がありましたら、お願いしたいと思います。

【武田准教授】 外資規制とか多チャンネル放送における規制が異なっているうんぬんという問題ですけれども、規制の非対称というか、そういうことが問題になるには、まず、

異なる伝送路を持っている事業者間が競争関係にあるかどうかということが重要だと思うのです。

例えば先ほどのお話を聞いていると、地上テレビジョン放送、B S 放送、C S 110 度放送については、端末の共通化が進んで競争が激しくなるのではないか。需要の代替が高くなるのではないかというお話であったり、C S 放送、I P T V、C A T Vについては、多チャンネルということで競争関係が生じてきているのではないかというお話がありましたけれども、結局、そこに帰着するというか、視聴者が異なる伝送路を代替的に考えているかどうかということに帰着するような気がします。

もし、代替性があるのであるならば、非対称の規制というのはおかしいですし、何か規制を潜脱するような番組配信の交渉をしているというお話もありましたけれども、それもおかしいことだと思うのです。結局そのような気がします。そこが論点表でも何かまとまっていないようなところがありまして、また、1（2）ですけれども、設備事業者間の企業結合について、異なる伝送路の所有を禁止するというルールですけれども、異なる設備事業が競争関係にあるのならば、伝送路に注目して、企業結合を規制するというのはナンセンスですし、異なる伝送路が違うサービスということならば、それを規制するというのは、競争政策上の観点からは無意味だと。マーケットが違うわけですから、そういう感じがして、まずは、様々な伝送路を使って、供給されているサービスが競争関係にあるかどうかというところが重要な感じがしました。

【井手座長代理】 今の点について、何か事務局からありますか。

【藤本調整課長】 多分、これから恐らく地上デジタル放送を見たいといったときに、まず、アンテナを立てるのか、光ファイバーを引いてきて見るのかといった、視聴者にとっては、そういう選択があるのだろうと思われます。そこは設備の違いというところはあります。

一方で、多チャンネルの放送を見たいといったときに、どういうオプションがあるのだということを考えると、それはC S 110 度放送であれ、I P T Vであれ、同じようなものではないかと思われます。

この資料をまとめた事務局としての問題意識は、有料多チャンネル放送を見たいときに、どういうオプションがあるかという発想をすると、C S 110 度放送だけはちょっと違う扱いになっているけれども、そのところはどう考えるのかという問題意識で見てきています。

【菅谷教授】 今、指摘のあった点で、私はこういうのも事例かなと思ったのは、今、日本で通信政策が、まだ設備競争というのも捨ててはいないと思うのですけれども、具体的な設備競争で実際に競争しているのは、通信事業者とC A T Vです。2つの事業者ともトリプルプレイでサービスを提供していますので、完全に競合している。

そのときに、設備事業者間の企業結合についてということで言うと、具体的に言うと、N T T がC A T V事業にどの程度参入できるか、できないかという問題だと思います。今、

ジェイコムというMSOがCATV側にあって、ジェイコムはどんどん小さいCATVを買収して大きくしていますけれども、MSOはそれしかなくて、KDDIもCATVに参入しようかなと思っていますけれども、まだ本格的ではないですね。

そのときにNTTが小さいCATVをどんどん買収していっててしまうと、設備競争はほとんど存在しなくなるという状況になっていくかと思うのですけれども、その問題がここの中に含まれているのかなと思うのです。

【藤本調整課長】 多分そこまでは考えてはいないと思うのですけれども、一般論としてこういうことを考えています。

【井手座長代理】 CATVの寡占化とか、そういうのは問題にならないのですか。

【菅谷教授】 地域独占ではあるのですけれども、ここまで来ると、衛星放送とかIPTVとか競合サービスを提供している事業者がどんどん出てきていますので、CATVマーケットにおける独占というのは、あまり経済市場では意味のない独占になりつつあるのではないかですか。

【井手座長代理】 今、言われたことは、菅谷先生がトリプルプレイとかで、CATVが放送も電話もトリプルプレイをやると、インターネットもやると、ですから、そういう事業者がどんどん大きくなるということについての問題というのは。

【菅谷教授】 でも、NTTも同じサービスを提供しています。NTTよりも大きくなるということはあり得ないし、ですから、NTTと競合できるように頑張って大きくなつた方が良いのではないかと思っています。

【松村会員】 確認ですけれども、ここでどのように考えるかで、結論をあらかじめ言ったわけではないわけですね。つまり、異なる伝送路を持ってはいけないという規制を事前規制すべきだと言っているわけではなく、一般的の合併規制の枠組みで、合併規制はもちろん事後規制と言ってはいけないのでしょうけれども、そちらでできるので、特別な事前規制は不要ですというような結論だってあり得るわけで、そういうのも含めて考えましょうと提起しただけで、事務局は当然厳しい規制を課すべきだという意見があって、こうやっているわけではないですね。

【藤本調整課長】 はい。

【松村会員】 すみません、単に確認でした。

【井手座長代理】 分かりました。役所の文書ですから、どのように考えるかというと、前の方に答えがあるというのが通常ですけれども、これから議論ということで、どうぞ。

【岸井会員】 今、武田先生がおっしゃったこと、競争関係というのをどのように考えるかということは確かに重要ですけれども、その点で考えますと、今の設備事業者もそうですけれども、例えばNTTを念頭に話が出てくるということだと、やはり光ファイバーで見るのか、ブロードバンドで見るのか、いろいろな取り方がありますけれども、これは電気通信事業者になってしまふのかもしれません、設備事業者の市場支配力というか、特に設備のサービス、伝送サービスの提供における市場支配力みたいな問題は、資料2の23

ページの表ですと、はっきりできていないですけれども、やはりそちらの方もある程度見ないと、議論ができないところがあるのではないかでしょうか。放送という形で限定してしまっていますけれども、それは、もしかしたら話が広がり過ぎてしまうということになるのかもしれませんけれども。

【藤本調整課長】 事務局としましては、もちろん、NTTが光ファイバーを使っているというところは、当然無視できない話でございまして、先ほどの菅谷先生のお話にもありましたけれども、CATVは、聞くところによると、先ほどのジェイコムは、かなりNTTがやっているフレッツテレビと競合関係にあるという意識を持っているという話を聞きますけれども、そういう意味での伝送路でのNTTの存在感というのは、かなり大きいのだと思います。ただ、今回の議論の流れとしては、放送と通信の融合という観点で、今まで電波だけで行ってきたような放送の世界とは違って、電気通信施設を用いた放送というものが出てきた。そこで、この状況が変わってきているというところでございますので、そこは、そういう意味での焦点を当てていくのかなと考えています。

【岸井会員】 それは、よく分かるのですけれどもね。

【下村会員】 私の今からの質問というのは、何かその他の検討事項に入るとと思うのですけれども、先ほどいろいろな方からのお話があって、要するに景気が悪くて広告収入がないと、それで地上テレビジョン放送の業界自体非常に元気がないという話があったのですが、それで、業界の活性化ということを考えてはと思います。それを妨げている規制というものとして、ハード的なものでなくて、再放送がしにくい、要するに言葉狩りと肖像権の問題があると思います。

私は思うのですけれども、かなり再放送によって活気が出る、つまり視聴率を取れる余地がある、そういうマーケットというものはあると思うのです。

でも、それが言葉の規制とか、肖像権によって、そういう競争が妨げられているという問題があるのではないかと考えています。そこは、管轄はどこになるのでしょうか。そういう言葉や肖像権で放送の規制をするということは、もちろん、公正取引委員会でないとということは分かっていますけれども。

【藤本調整課長】 文化庁ですね。

【井手座長代理】 ですから、幅広く言えば、コンテンツのマルチユースみたいなもので、それが十分できないところに問題がある。

【菅谷教授】 ですから、今、NHKがかなり大量のお金を使って、NHKオンデマンドというのを始めましたね。あれが新しいマーケットとして離陸すれば、そこで放送外収入を稼ぐことができるということなのですけれども。

【下村会員】 しかし、それにお金を払ってアクセスすることができない、例えばお年寄りの人たちというのは、昔の番組を見て懐かしむことができないのではないかと思います。

【菅谷教授】 子どもが助けてあげるとか、そういうことです。

【井手座長代理】 そのほかは、いかがでしょうか。まだ議論があるかと思うのですけれ

ども、今日、委員の方々から出された意見を、また次回にどういう形で反映するかというのは、大変な宿題ですけれども、こういう議論を踏まえて次回にお願いしたいと思います。

ほかに何か特に意見がなければ、時間も来たようですので、これで今日の議論は終わりにしたいと思いますけれども、事務局から何かございますでしょうか。

【藤本調整課長】 本日は、大変ありがとうございました。次回以降の日程につきましては、追って御連絡を差し上げます。

それから、次回は一応コンテンツの問題も含めて考えようと思っておりますので、そのための資料を提出させていただきたいと思っております。あと、皆様の今日の議論をよく整理させていただきたいと思います。ありがとうございました。

【井手座長代理】 それでは、長時間の御議論をありがとうございました。これで閉会いたします、どうもありがとうございました。